

平成29年度下期建築物防災週間において 小規模雑居ビル等に対する防災啓発活動を実施します

平成30年3月1日(木)から7日(水)までは、建築物防災週間です。

建築物防災週間は、地震や火災、がけ崩れなどの災害による建築物の被害や人的被害を防止するため、広く市民を対象に建築物に関する防災知識の普及に努めるとともに、建築物の管理者等に対し建築基準法をはじめとする防災関係法令や制度の周知を図り、建築物の防災対策を推進することを目的として、毎年2回実施しています。

下期である今回は、小規模雑居ビル等に対する防災啓発活動を実施します。

- 1 日 時 平成30年3月1日(木) 午後3時から午後4時30分まで
※午後3時から午後3時10分頃まで、前橋プラザ元気21内3階の中央公民館504学習室にて出発式を行う予定です。
- 2 場 所 前橋市中心商店街
- 3 対 象 小規模雑居ビル(3階以上の建築物で風俗営業を営む店舗その他これに類する店舗、飲食店等の用途に供する建築物。)
- 4 内 容 前橋市内を前橋市建築指導課職員、保健所職員、消防局職員と前橋警察所生活安全課が3班に分かれて巡回を行い、小規模雑居ビルに立ち寄るとともに防災啓発活動を行います。

本件に関するお問い合わせ先

建築指導課 審査第一係

電 話 内線 / 3754
直通 / 027-898-6754